# 英語の命令文の主語に対する統語論 及び語用論上の制限

今 井 ひとみ

# Syntactic and Pragmatic Restrictions on Subject of English Imperatives

Hitomi IMAI

# 序 論

一般に、発話を文の単位で分けると、平叙文・疑問文・感嘆文・命令文があると言われている。この中で、命令文は、発話時の状況に寄るところが大きいという性質上、その扱いにおいて最も多くの問題点が残されているものである。 $\mathbf{Downes}$  (1979) は、この多くの問題点を挙げ、命令文を統語論で扱うことは不可能であるので、語用論において扱うべきであると述べている。 $\mathbf{Downes}$  (1979) しかし、私はある種類の文は統語論で扱い、別の種類のものは語用論で扱うという考え方自体に無理があり、すべての文が、統語論においても語用論においても独自の方法で扱われなくてはならないと考える。また、 $\mathbf{Downes}$  が挙げた問題点は、今井・中島 (1978) のようにIMP という概念を導入することによって大部分は解消される。 $\mathbf{Downes}$  大部分というのは、命令文の主語に関する定義がここでは、はっきりされておらず、三人称主語の命令文をどのように扱うかが問題点として残っているということである。そこで、この論文において命令文の主語について、初めに統語論において検討し、さらに語用論上の制限がどのように関わってくるかを述べたいと思う。 $\mathbf{Downes}$  (1979) は、この多くの問題点として残っているということである。そこで、この論文において命令文の主語について、初めに統語論において検討し、さらに語用論上の制限がどのように関わってくるかを述べたいと思う。

### 統語論的考察

従来,定義や構造は様々であるが,ほとんどの言語学者は,英語の命令文の主語は you であると認めている,この理由は,語用論的説明は別として,純粋に統語的立場から次のようなものが挙げられる.第一に,次の例にみられるように,命令文に表われる主語を指す代名詞は二人称である.普通,再帰代名詞や own の前の所有代名詞の人称・数・性は,主語の名詞の人称・数・性に一致しなければならないので,これらの代名詞に二人称しか認められないということから省略された主語も二人称であると推測できる.

Protect { yourself. yourselves. \*myself. \*himself. \*ourselves. \*themselves.

Use 
$$\begin{cases} your \\ *my \\ *his \\ *her \\ *our \\ *their \end{cases} own pencil.$$

第二に、実際に you が主語として表われる命令文も存在する.

- (3) a. You go at once.
  - b. You be quiet.

確かに、 $(1) \cdot (2)$ の省略された主語は you であり、(3)の主語も当然 you である。しかし、you が主語である命令文が多く存在するからと言って、命令文の主語はすべて you であると決定できるだろうか? また、平叙文における主語は NP としか指定しないのに、命令文ではなぜ主語を you に指定しなくてはならないのだろうか?

実際の例を見ていくと次のような三人称主語の命令文があるとわかる. (動詞が原型である ことから平叙文と区別できる.)

- (4) a. Somebody pay the bill.
  - b. Someone come and shut the windows.

これは、表面的な形態において、次の(5)と非常によく似ている.

- (5) a. Somebody, pay the bill.
  - = Somebody, you pay the bill.
  - b. Someone, come and shut the windows.
    - = Someone, you come and shut the windows.

上に示したように、(5)の省略された主語は youであり、そのため(4)にも同様に省略された主語・youがあると思えるかもしれないが、実際には、(4)と(5)はいくつかの点で異っている。まず、英語が母国語であるインフォーマントによると、意味において、(4)は強い命令であるのに対して、(5)は依頼の気持ちが強いことがわかる。また、イントネーションにおいても、下のように異なる。

- (4)' a. Somebody/pay/the/bill.
  - b. Someone come and shut the windows.
  - a. Somebody, pay the bill.
- (5) b. Someone, come and shut the windows.

さらに、統語的にもこれらを区別する特徴がある。第一に、(4)の型(動詞の前にコンマがない

もの)では,固有名詞が somebody にかわることができないが,(5)の型(動詞の前にコンマがあるもの)では,可能である.

- (6) \*Tom pay the bill.
- (7) Tom, pay the bill.

第二に, 文中に主語を指す代名詞が出てきた場合,

- (8) a. Somebody take off your coat.
  - b. Somebody pick up  $\left\{\begin{array}{l} your \\ his \end{array}\right\}$  towel.
- (9) a. Somebody, take off your coat.
  - b. Somebody, pick up { your } towel.

(8)は二人称でも三人称でもよいが、(9)は二人称しか認められない(4)(この理由は後述)以上のことから、(4)における somebody, someone は、(5)のように呼格ではなく、主格とみなされなくてはならない。

また, somebody·someone 以外にも三人称の NP が命令文の主語になる例もある.

- (10) a. The boy in the corner stand up.
  - b. All the children in the first raw be quiet.
  - c. The oldest of the girls hurry up.

もちろん, これらは(4)の型に属し、(4)と同じような性質を持ちえるので、文頭の NP は呼格ではなく主格である.

さらに、命令される対象が人間でない場合も考えられる。例えば、自動ドアに対して、**\***開け″という場合

# (11) Open!

この省略された主語は自動ドアを指すので you であるとは思えない. また,手品師が手品の明文をとなえ,ハンカチを鳩に変えようとする時,ハンカチに対して次のように言う.

(12) Hey presto, change!

(11)・(12)の例は、命令文が発せられる相手が物であるため you の枠からはみでるものである.

また、さらに抽象的ではあるが、自分自身を心の中で励ます場合も主語が you であるとするには、少し疑問が残る。(もっとも、心の中の自分は I ではなく別のものであると考えれば、この場合は you を主語とみなすことが可能であるかもしれない。)

- (13) a. Bear up!
  - b. Hold out!

(11)・(12)・(13)は、特殊な例であるので、これ以上言及せずにおくとしても、(4)及び(10)は、母国語話者は実際によく使う文であるので、命令文の主語を二人称に限定すべきでなく、少なくとも統語レベルにおいては、他の人称の主語も自由に選べるとしておいた方がよいと思われる。

ところで、私は Introduction でも述べたように、IMP を取り入れた命令文の扱いが最も妥当であると考える。(notes 2) 参照)そして、この IMP の導入によって、次のような命令/願望を表わす述語の下に埋め込まれている補文の中の動詞に時制がないことが説明できる. $^{50}$ 

- (14) a. They requested that John be publicly chastized.
  - b. I demand that he be arrested.
  - c. It is mandatory that he visit the infirmary.
  - d. I desire that he win.
  - e. What I want is that Bob go.

これによって、IMPの活用範囲が広くなるわけだが、もし IMP を取る時の主語の NP は二人称であると指定するならば、上のような補文の例では IMP という要素を持ていると考えられないので、時制がない理由を説明するのに別の手段が必要になってしまう。このことからも、やはり、命令文の主語を二人称に限定すべきでなく、統語レベルにおいては、自由に主語を選べるとしておいた方がよい。

### 語用論的考察

ここまでは、統語レベルにおける命令文の主語に対する議論であったが、語用レベルにおいて考えれば、多くの言語学者が命令文の主語は you であると主張する理由がもう一つある。つまり、命令文は相手があって初めて成立するものであり、その相手に対して発せられるものであるという言語使用上の制限があるということである。しかし、これは you でなくてはならないという制限ではなく、話しかける相手が主語であるという制限なのである。

ここで、もう一度、三人称主語の命令文に主語を指す代名詞が表われる例をみてみよう.

さらに、somebody·someone 以外の三人称主語の命令文に主語を指す代名詞が表われる例を挙げておく、この場合も、(8)と同様に、その代名詞は二人称でも三人称でも可能であることが

わかる.

- (15) a. The boy in the corner test { yourself } while I wait.
  - b. The boy over there put { your his } purse down and come here.

結局, どのような三人称の NP が主語である命令文であろうと, その主語を指す代名詞は二人称でも三人称でも可能であるということである.

このことについて、私は、卒業論文(1982)において、アンケートによると英語を母国語と する4・5才の子供(言語習得の途中にある)はほとんど、このような場合に二人称ではなく 三人称を選ぶので、基底におけるルールでは三人称の方が規則に即しており、言語を習得する に従って、二人称も使うようになるのであろうと述べた<sup>6)</sup>(子供は、不規則動詞の活用でさへ規 則動詞と同じように活用させるように、過剰一般化の傾向があるので、本来の規則により忠実 であるという考えに基づいている.) つまり、本来は、命令文の主語はどのような NP でも 可 能であり、主語を指す代名詞は平叙文の場合と同様に、主語の人称に一致するのである。しか し、それは単に基底ルールというよりは統語上のルールであり、語用レベルにおいては別の制 限が加えられるのである。そこで、(8)・(15)において、主語の NPと一致しない二人称代名詞 (your, yourself) が表われる理由は、語用レベルのルールに関係するのではないかと考えられる. つまり、先にも述べたように、語用レベルにおいては、命令文は相手があって成り立つもので あり、その相手に対して発せられるものでなくてはならないから、その主語は、[+Ⅱ person] という素性(これは統語的な [+Ⅱ person]とは異なる.又人間に限定はしない.)を持たねば ならない. 従って, (8)・(15)の主語は, 統語論における素性である [+ Ⅲ person] と, 語用論に おける素性である[+Ⅱperson]を両方持っているとすれば、実際の言語運用において、その照 応代名詞は二人称・三人称のどちらでもよいということが説明できる. 又, Tom 等の固有名 詞や he·she·they 等の三人称代名詞が一般に命令文の主語として表われえないのは、語用レ ベルにおいて [+ II person] を持ちえないからである.

ここで、以前行ったアンケートの興味ある結果を付加したい。これはアメリカにいる友人に送り、協力してもらったアンケートの一部であり、アンケートを取る際、私からの直接の説明

# Questionnaire:

Are the following imperatives correct? If incorrect, mark with X. If correct, then, which is more suitable a or b?

- 1. Somebody, take off a. your coat. b. his
- 2. Somebody take off { a. your } coat. b. his
- 3. Tom, pick up  $\left\{\begin{array}{ll} a. & your \\ b. & his \end{array}\right\}$  towel.
- 4. Tome pick up { a. your } towel.

表-1 結 果(%)

	а	b	Х
1.	11.8	70.6	17.6
2.	11.8	64.7	23.5
3.	88.2	11.8	0
4.	82.3	5.9	11.8

は,何も加えていない.そのためか,理論上の予想として, $1 \rightarrow a$ , $2 \rightarrow a$  or b, $3 \rightarrow a$ , $4 \rightarrow x$  がたてられるが,実際は異っていた. (表-1 参照)しかし,もう一度,結果をよく見てみると,同じ三人称の名詞が文頭にある命令文であるのに, $1 \cdot 2$  の somebody の場合は,多くの人が b. his を選び, $3 \cdot 4$  の Tom の場合は,a. your を選んでいる.これは,somebody が文頭にきた場合,somebody は主語として存在可能であるので1 の場合も2 と同様,(カンマに留意せず)somebody を主語とみなし多くの人が b. his を選び,逆に

Tom は呼格としてしか認められず,主語であると考えられないので,(もちろん統語レベルでの制限ではなく,語用レベルで  $[+ II \ person]$  を持ちえないという理由で)4 は 3 と同様に,(カンマがあるのと同じように)基底に主語の you があると考え,ほとんどの人が a. your を選んだのであろう.この結果からも,somebody は主語として存在可能であり,同じ三人称でも,Tom は語用レベルで  $[+ II \ person]$  を持ちえないという制限が加わっており,命令文の主語になりえないと考えられる.また,命令文において,文頭の NP が主語とみなされる場合は,その主語を指す代名詞の人称はその主語の人称と一致し,文頭の NP が呼格とみなされる場合は,二人称の代名詞を使うのがふつうであるとわかる.

# 結 論

結局,命令文の主語に関して,統語レベルでは制限は無く,語用レベルにおいて命令文の主語は "その発話の対象である" という制限が加えられている。これは,統語論は記号と記号の関係を示すものであり,語用論は記号と指示物・人間を含む関係を示すものであるというレベルの格差に基づくものであり,当然,統語論より語用論の方が複雑になっている。そのため,前出の言語習得途中の子供が,より複雑な語用論における [+ II person] の素性を無視して,先に習得しえた統語論上の素性 [+ III person] によって,somebody を his で受けることにも納得がいく。

尚, このレベル間の問題は、言語学全体の枠組みにつながっており、相互関係等,多くの問題が残されているので、今後の課題として取り扱っていきたい.

# Notes

- 1) Downes, William: "The imperative and pragmatics," 海外英語学論叢,安井稔(編), 58~88, 英潮社(1979)
- 2) 今井邦彦・中島平三:現代の英語法, **5** 文 II, 27~36, 研究社 (1978) この中で, 彼らは従来の標準理論を修正した代案を揚げている. それは, **Aux** の項に **Tense** と 平行して, IMP という要素を持ったものであり, 下のような句構造規則で示される. (命令文の 場合は, **Tense** ではなく IMP を選ぶことになる.)

Phrase structure rule:

$$\begin{split} & \stackrel{S \rightarrow}{\longrightarrow} \left( \left\{ \begin{array}{c} Emp \\ Neg \end{array} \right\} \right) & \stackrel{NP \ VP}{\longrightarrow} \\ & \stackrel{VP \rightarrow}{\longrightarrow} Aux \ VP' \\ & \stackrel{Aux \rightarrow}{\longrightarrow} \left\{ \begin{array}{c} Tense \ (Modal) \\ IMP \end{array} \right\} & \text{(have-en) (be-ing)} \end{split}$$

本論においても、この IMP を採用することを前提とする.

- 3) 安井稔 (編): "semiotics", 新言語学辞典 (第5版), 416, 研究社 (1980) 本論における統語論・語用論に対する基本的概念はこれによる.
- 4) Stockwell, R., P. Schachter, and B.H. Partee: "Imperatives" in *The major syntactic structures* of English, 641, Holt, Rinehart and Winston (1973)
- 5) 今井邦彦・中島平三:現代の英文法, 5 文Ⅱ, 23, 研究社(1978)
- 6) 今井ひとみ:"Subject of English Imperatives," 15~17 (1982) Unpublished.